

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

Pの新株予約権の行使益1,000万円及び役員給与1,200万円を収入金額に算入して給与所得を計算すると、その金額は2,005万円である（所得税法28条1項、2項、3項五号、36条1項、2項）。Pには他に収入はないため、Pの令和6年分の総所得金額に算入すべき金額は2,005万円である（同法22条2項一号）。

問 2

Pにおいて給与等課税事由が生じた日（令和6年7月4日）にA社はPから役務の提供を受けたものとして、その役務の提供に係る費用の額を、A社は令和6事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（法人税法22条3項二号、34条1項二号、54条の2第1項）。

問 3

A社がB社に返還した金額に係る消費税額は、令和6課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する（消費税法38条1項）。一方、製品甲の輸出は免税であるため、A社がC社に返還した金額に係る消費税額は無い（同法7条1項一号）。

問 4

A社は、切り捨てられた代金債権450万円を、貸倒損失として損金の額に算入する（法人税法22条3項三号）。D社は、債務免除を受けた450万円を、債務免除益として益金の額に算入する（同法22条2項）。

第 1 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法63条1項, 64条の2第3項 (※ 下記コメントあり)
②	○	消費税法16条1項, 28条1項
③	×	A社の令和6事業年度の法人税額の計算上, B社から受領した1,000万円の剰余金の配当のうち, 800万円は益金の額に算入されるが, 200万円は益金の額に算入されない。法人税法22条2項, 23条1項, 6項
④	○	所得税法161条1項九号イ, 212条1項, 213条1項一号
⑤	○	法人税法22条3項二号, 4項, 55条1項

※ ①について

法人税法63条1項は、リース譲渡に係る延払基準適用による益金算入について、「確定した決算において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額は、益金の額に算入する。」と規定している。

本問の事実関係をもとに、法人税法施行令124条1項一号に定める方法により計算すると、経理すべき収益の額は3億9,000万円（支払期日未到来であるが支払を受けた3,000万円を含む。）であるが、問題文によると「B社が法人税法施行令で定める延払基準の方法により経理した金額は3億6,000万円」である。

大変悩ましい問題であるが、確定した決算における経理要件を満たす金額は3億6,000万円であることから、設問の税務処理の記述は正しいものとして、解答を作成した。ただし、延払基準の適用自体が認められないとする別解もあるかもしれない。

第2問 答案用紙<1> (租税法)

問題1

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 4. (2)について	, ,	13,201,900
[資料] 4. (3)及び(5)について	102,734,160	, ,
[資料] 4. (6)について	252,000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 5. について	, ,	4,910,000

(固定資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. について	8,800,000	, ,

(退職給付引当金に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. について	, ,	66,400,000

(資産除去債務に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. について	, ,	2,560,000

(交際費等に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. について	7,275,000	, ,

第 2 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

(貸倒れに関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料]10. について	, ,	2,000,000

[問] 2.

①	法人税額	78,193,512
②	差引確定法人税額	34,966,300

[問] 3.

①	退職給付に係る信託財産	300,000,000
②	資産除去債務	32,756,000

問題 2

[問]

(固定資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	, ,	7,301,640

(寄附金に関する申告調整)

[資料] 2. について	7,187,500	, ,
--------------	-----------	-----

第2問 答案用紙<3> (租税法)

問題3

[問] 1. (1) 事業所得の金額

1,160,000

(2) 総合課税の配当所得の金額

250,000

(3) 総合課税の譲渡所得の金額

△250,000

(4) 一時所得の金額

440,000

[問] 2. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額

8,144,000

[問] 3. (1) 雑損控除の金額

2,050,000

(2) 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除の合計金額

2,264,800

第2問 答案用紙<4> (租税法)

問題4

[問]

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | 157,723,722 |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | 2,605,297,600 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | 2,629,717,600 |
| (4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | 156,015,834 |
| (5) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 | 148,215,042 |
| (6) 個別対応方式による控除対象仕入税額 | 155,766,468 |

問題5

[問] 1. 消費税の納税義務の有無の判定

基準 期間における課税売上高が 10,890,000 円であるため、
課税事業者である。

[問] 2. 仕入控除税額に加算する消費税額

9,360,000